



平成 25 年 4 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社システムインテグレータ  
代表者名 代表取締役社長 梅田 弘之  
(コード番号 : 3826 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 山田 ひろみ  
(TEL. 048-707-7061)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 16 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 25 年 5 月 27 日開催予定の第 18 回定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に定める事業目的を追加するものであります。
- (2) 株主の皆さんに利益配分の機会を充実させるため、現行定款第 44 条（中間配当）の変更を行うものであります。あわせて未払の配当について定めが不足しているため、現行定款第 45 条（配当の除斥期間）の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 5 月 27 日（予定）  
定款変更の効力発生日 平成 25 年 5 月 27 日（予定）

以上

別紙

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更定款案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(7) (条文記載省略) （新設）  <u>(8)</u> (条文記載省略) (中間配当) 第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。 （新設）  (配当の除斥期間) 第45条 配当財産が金錢である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(7) (現行どおり) <u>(8) インターネットを利用した電子商取引に関するシステムの企画・開発及び電子市場の開設並びにこの運営業務</u> <u>(9)</u> (現行どおり) (中間配当) 第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。 <u>2. 前項のほか、基準日を定めて配当をすることができる。</u> (配当の除斥期間等) 第45条 配当財産が金錢である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 <u>なお、配当金には利息をつけない。</u>